

議案第6号

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和2年3月19日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

組織及び事務分掌の見直しをするため。

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会処務規則（昭和43年立川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(組織) 第2条 事務局に、次の部、分課及び係を置く。 教育部 教育総務課 庶務係 施設係 学務課 管理係 <u>学務係</u> <u>学校保健係</u> 指導課 指導係 教職員係 教育支援課 管理係 <u>就学相談係</u> <u>教育相談係</u> 学校給食課 管理係 給食係 生涯学習推進センター 管理係 生涯学習係 市民交流大学係 柴崎学習館係 砂川学習館係 西砂学習館係 高松学習館係 錦学習館係 幸学習館係 文化財係 2 立川市図書館条例（昭和53年立川市条例第29号）第1条の規定により設置された図書館に、次の係を置く。 管理係 <u>図書館サービス係</u> <u>児童青少年サービス係</u> 調査資料係 (事務分掌) 第4条 第2条に規定する組織の事務分掌は、次のとおりとする。 教育部 教育総務課 庶務係 (1) 立川市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議に関すること。	(組織) 第2条 事務局に、次の部、分課及び係を置く。 教育部 教育総務課 庶務係 施設係 学務課 管理係 <u>学務係</u> <u>学校保健係</u> 指導課 指導係 教職員係 教育支援課 管理係 <u>相談係</u> 学校給食課 管理係 給食係 生涯学習推進センター 管理係 生涯学習係 市民交流大学係 柴崎学習館係 砂川学習館係 西砂学習館係 高松学習館係 錦学習館係 幸学習館係 文化財係 2 立川市図書館条例（昭和53年立川市条例第29号）第1条の規定により設置された図書館に、次の係を置く。 管理係 <u>サービス第一係</u> <u>サービス第二係</u> 調査資料係 (事務分掌) 第4条 第2条に規定する組織の事務分掌は、次のとおりとする。 教育部 教育総務課 庶務係 (1) 立川市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議に関すること。

- (2) 公印の統括及び管守に関すること。ただし、他の課に属するものを除く。
- (3) 公告式に関すること。
- (4) 委員会の文書の配布並びに課の文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (5) 規則及び訓令に関すること。
- (5)の2 情報公開に関すること。
- (5)の3 個人情報保護に関すること。
- (6) 秘書、涉外、儀式及び表彰に関すること。
- (7) 重要文書の審査に関すること。
- (8) 職員（都費負担教職員を除く。以下「職員」という。）の任免その他人事に関すること。
- (9) 職員の給与に関すること。
- (10) 職員の研修及び福利に関すること。
- (11) 予算編成及び決算の統括並びに課の予算、決算及び会計に関すること。
- (12) 教育の広報及び広聴に関すること。
- (13) 財産管理に関すること。
- (13)の2 教育施設の建設設計画の調整に関すること。
- (14) 委員会事務の総合調整及び庁中取締りに関すること。
- (14)の2 学校施設の利用に関すること。ただし、次号に掲げるものを除く。
- (14)の3 社会体育のための学校施設の利用に関すること。
- (15) 他の課及び課内他の係に属しないこと。
- 施設係
- (1) 学校教育施設の建設設計画に関すること。
- (2) 校地の設定及び変更に関すること。

- (2) 公印の統括及び管守に関すること。ただし、他の課に属するものを除く。
- (3) 公告式に関すること。
- (4) 委員会の文書の配布並びに課の文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (5) 規則及び訓令に関すること。
- (5)の2 情報公開に関すること。
- (5)の3 個人情報保護に関すること。
- (6) 秘書、涉外、儀式及び表彰に関すること。
- (7) 重要文書の審査に関すること。
- (8) 職員（都費負担教職員を除く。以下「職員」という。）の任免その他人事に関すること。
- (9) 職員の給与に関すること。
- (10) 職員の研修及び福利に関すること。
- (11) 予算編成及び決算の統括並びに課の予算、決算及び会計に関すること。
- (12) 教育の広報及び広聴に関すること。
- (13) 財産管理に関すること。
- (13)の2 教育施設の建設設計画の調整に関すること。
- (14) 委員会事務の総合調整及び庁中取締りに関すること。
- (14)の2 学校施設の利用に関すること。ただし、次号に掲げるものを除く。
- (14)の3 社会体育のための学校施設の利用に関すること。
- (15) 他の課及び課内他の係に属しないこと。
- 施設係
- (1) 学校教育施設の建設設計画に関すること。
- (2) 校地の設定及び変更に関すること。

(3) 学校教育施設の營繕及び保全に関すること。

学務課

管理係

- (1) 課の文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (2) 課の予算、決算及び会計並びに学校の会計に関すること。
- (3) 学校の物品管理の統括に関すること。
- (4) 学校における契約事務の統括に関すること。
- (5) 教材及び教具の整備に関すること。
- (6) 課内他の係に属しないこと。

学務係

- (1) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (2) 学校の特別支援学級を除く学級編制に関すること。
- (3) 児童及び生徒の就学、転学、通学その他学籍に関すること。
- (4) 児童及び生徒の通学区域に関すること。
- (5) 児童及び生徒の就学援助に関すること。
- (6) 学事調査統計に関すること。

(7) 児童及び生徒の安全に関すること。

学校保健係

- (1) 学校の環境衛生に関すること。
- (2) 教職員並びに児童及び生徒の保健衛生に関すること。
- (3) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付並びに

(3) 学校教育施設の營繕及び保全に関すること。

学務課

管理係

- (1) 課の文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (2) 課の予算、決算及び会計並びに学校の会計に関すること。
- (3) 学校の物品管理の統括に関すること。
- (4) 学校における契約事務の統括に関すること。
- (5) 教材及び教具の整備に関すること。
- (6) 課内他の係に属しないこと。

学務保健係

- (1) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (2) 学校の特別支援学級を除く学級編制に関すること。
- (3) 児童及び生徒の就学、転学、通学その他学籍に関すること。
- (4) 児童及び生徒の通学区域に関すること。
- (5) 児童及び生徒の就学援助に関すること。
- (6) 学事調査統計に関すること。
- (7) 学校の環境衛生に関すること。
- (8) 教職員並びに児童及び生徒の保健衛生に関すること。
- (9) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (10) 児童及び生徒の安全に関すること。
- (11) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付並びに
- 児童及び生徒の災害保険に関すること。

児童及び生徒の災害保険に関すること。

指導課

指導係

- (1) 課の文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (1)の2 課の予算、決算及び会計に関すること。
- (2) 教育課程及び教科内容の指導に関すること。
- (3) 学校経営、学習指導及び生活指導の指導助言に関すること。
- (4) 教科用図書の採択に関すること。
- (5) 教職員研修及び指導に関すること。
- (6) 適応指導教室に関すること。
- (7) 教育研究に関すること。
- (7)の2 課外クラブ及び科学教育センターに関すること。
- (7)の3 学校教育サポートセンターに関すること。
- (8) 課内他の係に属しないこと。

教職員係

- (1) 都費負担教職員（以下「教職員」という。）の任免、内申その他人事に関すること。
- (2) 教職員の服務に関すること。
- (3) 教職員の給与、旅費及び公務災害補償に関すること。
- (4) 教職員の福利厚生に関すること。

教育支援課

管理係

- (1) 課の文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (2) 課の予算、決算及び会計に関すること。
- (3) 児童及び生徒の就学奨励費に関すること。
- (4) 特別支援学級に配置する臨時指導員等の任用及び管理に関すること。

指導課

指導係

- (1) 課の文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (1)の2 課の予算、決算及び会計に関すること。
- (2) 教育課程及び教科内容の指導に関すること。
- (3) 学校経営、学習指導及び生活指導の指導助言に関すること。
- (4) 教科用図書の採択に関すること。
- (5) 教職員研修及び指導に関すること。
- (6) 適応指導教室に関すること。
- (7) 教育研究に関すること。
- (7)の2 課外クラブ及び科学教育センターに関すること。
- (7)の3 学校教育サポートセンターに関すること。
- (8) 課内他の係に属しないこと。

教職員係

- (1) 都費負担教職員（以下「教職員」という。）の任免、内申その他人事に関すること。
- (2) 教職員の服務に関すること。
- (3) 教職員の給与、旅費及び公務災害補償に関すること。
- (4) 教職員の福利厚生に関すること。

教育支援課

管理係

- (1) 課の文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (2) 課の予算、決算及び会計に関すること。
- (3) 児童及び生徒の就学奨励費に関すること。

- (5) 特別支援学級の教材及び教具の整備に関すること。
- (6) 関係団体との連携会議の運営に関すること。
- (7) 特別支援学級等設置校長会に関すること。
- (8) 特別支援教育に係る補助金の交付に関すること。
- (9) 課内他の係に属しないこと。

就学相談係

- (1) 特別支援学級 (固定制) の設置、廃止及び学級編制に関するこ
と。
- (2) 特別支援学級 (固定制) の通学区域に関すること。
- (3) 特別支援教育に係る児童及び生徒の就学、転学等の相談に関するこ
と。
- (4) 障害のある児童及び生徒の支援等の検討に関するこ
と。
- (5) 通常の学級に配置する介助員等に関するこ
と。
- (6) 医療的ケアを要する児童及び生徒に対応する看護師の配置等に
に関するこ
と。
- (7) 特別支援学級 (固定制) の宿泊行事等に対応する看護師の配置
等に関するこ
と。
- (8) 副籍事業の地域指定校の手続に関するこ
と。
- (9) 特別支援教育の理解及び啓発に関するこ
と。

教育相談係

- (1) 教育相談に関するこ
と。
- (2) 市立小学校及び中学校への巡回相談に関するこ
と。
- (3) 特別支援学級 (通級制) 及び特別支援教室の設置、廃止及び学
級編制に関するこ
と。
- (4) 特別支援学級 (通級制) の通学区域に関するこ
と。

- (4) 課内他の係に属しないこと。

相談係

- (1) 特別支援教育の振興に関するこ
と。
- (2) 特別支援学級の設置、廃止及び学級編制に関するこ
と。
- (3) 削除
- (4) 教育相談に関するこ
と。
- (5) 特別支援教育に係る児童及び生徒の就学、転学 入級 等の相談
に関するこ
と。
- (6) 障害のある児童及び生徒の支援等の検討に関するこ
と。
- (7) 削除
- (8) 副籍事業の地域指定校の手續に関するこ
と。

(5) 特別支援学級（通級制）及び特別支援教室に係る児童及び生徒の入退級等に関すること。

(6) 特別支援教育の理解啓発に関すること。

学校給食課

管理係

- (1) 課の公印の管守に関すること。
- (2) 課の文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (3) 課の予算、決算及び会計に関すること。
- (4) 小学校給食に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 調理場の給食費の経理に関すること。
- (6) 学校給食運営審議会に関すること。
- (7) 中学校給食に係る企画及び調整に関すること。
- (8) 中学校給食に係る給食費の経理に関すること。
- (9) 調理場の維持管理及び運営に関すること。
- (10) 調理場 P F I 事業者との連絡及び調整に関すること。
- (11) 調理場の視察及び見学会に関すること。
- (12) 課内他の係に属しないこと。

給食係

- (1) 単独調理校及び調理場栄養士の統括に関すること。
- (2) 学校給食に係る指導、調査及び調整の統括に関すること。
- (3) 学校給食に係る衛生、献立、調理及び栄養指導に関すること。
- (4) 調理場の献立、調理及び配送に関すること。
- (5) 調理場の給食用材料の調達及び管理に関すること。
- (6) 中学校給食の献立、調理及び配送に関すること。
- (7) 中学校給食の給食用材料の調達及び管理に関すること。
- (8) 小学校及び中学校での食教育支援指導に関すること。
- (9) 調理場の試食会に関すること。

学校給食課

管理係

- (1) 課の公印の管守に関すること。
- (2) 課の文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (3) 課の予算、決算及び会計に関すること。
- (4) 小学校給食に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 調理場の給食費の経理に関すること。
- (6) 学校給食運営審議会に関すること。
- (7) 中学校給食に係る企画及び調整に関すること。
- (8) 中学校給食に係る給食費の経理に関すること。
- (9) 調理場の維持管理及び運営に関すること。
- (10) 調理場 P F I 事業者との連絡及び調整に関すること。
- (11) 調理場の視察及び見学会に関すること。
- (12) 課内他の係に属しないこと。

給食係

- (1) 単独調理校及び調理場栄養士の統括に関すること。
- (2) 学校給食に係る指導、調査及び調整の統括に関すること。
- (3) 学校給食に係る衛生、献立、調理及び栄養指導に関すること。
- (4) 調理場の献立、調理及び配送に関すること。
- (5) 調理場の給食用材料の調達及び管理に関すること。
- (6) 中学校給食の献立、調理及び配送に関すること。
- (7) 中学校給食の給食用材料の調達及び管理に関すること。
- (8) 小学校及び中学校での食教育支援指導に関すること。
- (9) 調理場の試食会に関すること。

生涯学習推進センター

管理係

- (1) センターの文書の収受、発送及び保管に関すること。
- (2) センターの予算、決算及び会計に関すること。
- (3) 学習館の管理運営の統括に関すること。
- (4) 生涯学習推進審議会に関すること。
- (4)の2 社会教育委員に関すること。
- (5) 生涯学習推進計画の調整に関すること。
- (6) 生涯学習推進事業の調整に関すること。
- (7) 社会教育関係附属機関委員及び専門委員に係る任免の調整に関すること。
- (8) 社会教育施設の建設設計画に関すること。
- (9) 生涯学習情報システムに関すること。
- (10) 学習等供用施設の管理運営に関すること。
- (11) 学習等供用施設の施設、設備及び物品の維持管理並びに使用に関すること。
- (12) 林間施設の管理運営に関すること。
- (13) センター内他の係に属しないこと。

生涯学習係

- (1) 生涯学習の奨励及び援助に関すること。
- (2) 削除
- (3) 社会教育団体の登録及び育成に関すること。
- (4) 社会教育の講座、教室等の実施に関すること。
- (5) 家庭教育の支援及び奨励に関すること。
- (6) 学習館において実施する講座及び事業の統括に関すること。
- (7) 生涯学習情報の収集、提供及び相談に関すること。
- (8) 生涯学習に関する調査及び研究に関すること。

生涯学習推進センター

管理係

- (1) センターの文書の収受、発送及び保管に関すること。
- (2) センターの予算、決算及び会計に関すること。
- (3) 学習館の管理運営の統括に関すること。
- (4) 生涯学習推進審議会に関すること。
- (4)の2 社会教育委員に関すること。
- (5) 生涯学習推進計画の調整に関すること。
- (6) 生涯学習推進事業の調整に関すること。
- (7) 社会教育関係附属機関委員及び専門委員に係る任免の調整に関すること。
- (8) 社会教育施設の建設設計画に関すること。
- (9) 生涯学習情報システムに関すること。
- (10) 学習等供用施設の管理運営に関すること。
- (11) 学習等供用施設の施設、設備及び物品の維持管理並びに使用に関すること。
- (12) 林間施設の管理運営に関すること。
- (13) センター内他の係に属しないこと。

生涯学習係

- (1) 生涯学習の奨励及び援助に関すること。
- (2) 削除
- (3) 社会教育団体の登録及び育成に関すること。
- (4) 社会教育の講座、教室等の実施に関すること。
- (5) 家庭教育の支援及び奨励に関すること。
- (6) 学習館において実施する講座及び事業の統括に関すること。
- (7) 生涯学習情報の収集、提供及び相談に関すること。
- (8) 生涯学習に関する調査及び研究に関すること。

- (9) 学校支援ボランティア事業に関すること。
市民交流大学係
- (1) 市民交流大学の運営に関すること。
- (2) 市民交流大学の附属機関に関すること。
- (3) 市民交流大学の講座、教室等の実施に関すること。
柴崎学習館係
- (1) 柴崎学習館の管理運営に関すること。
- (2) 柴崎学習館の施設、設備及び物品の維持管理並びに使用に関すること。
- (3) 柴崎学習館活動の企画及び調整並びに関係団体の連絡に関すること。
- (4) 柴崎学習館の講座、教室、事業等の企画運営及び市民参画組織の支援に関すること。
- (5) 生涯学習情報の提供及び学習相談に関すること。
- (6) 視聴覚関係事業の実施及び視聴覚ライブラリーの管理運営に関すること。
砂川学習館係
- (1) 砂川学習館の管理運営に関すること。
- (2) 砂川学習館の施設、設備及び物品の維持管理並びに使用に関すること。
- (3) 砂川学習館活動の企画及び調整並びに関係団体の連絡に関すること。
- (4) 砂川学習館の講座、教室、事業等の企画運営及び市民参画組織の支援に関すること。
- (5) 生涯学習情報の提供及び学習相談に関すること。
- (6) 視聴覚関係事業の実施及び視聴覚ライブラリーの管理運営に関すること。

- (9) 学校支援ボランティア事業に関すること。
市民交流大学係
- (1) 市民交流大学の運営に関すること。
- (2) 市民交流大学の附属機関に関すること。
- (3) 市民交流大学の講座、教室等の実施に関すること。
柴崎学習館係
- (1) 柴崎学習館の管理運営に関すること。
- (2) 柴崎学習館の施設、設備及び物品の維持管理並びに使用に関すること。
- (3) 柴崎学習館活動の企画及び調整並びに関係団体の連絡に関すること。
- (4) 柴崎学習館の講座、教室、事業等の企画運営及び市民参画組織の支援に関すること。
- (5) 生涯学習情報の提供及び学習相談に関すること。
- (6) 視聴覚関係事業の実施及び視聴覚ライブラリーの管理運営に関すること。
砂川学習館係
- (1) 砂川学習館の管理運営に関すること。
- (2) 砂川学習館の施設、設備及び物品の維持管理並びに使用に関すること。
- (3) 砂川学習館活動の企画及び調整並びに関係団体の連絡に関すること。
- (4) 砂川学習館の講座、教室、事業等の企画運営及び市民参画組織の支援に関すること。
- (5) 生涯学習情報の提供及び学習相談に関すること。
- (6) 視聴覚関係事業の実施及び視聴覚ライブラリーの管理運営に関すること。

西砂学習館係

- (1) 西砂学習館の管理運営に関すること。
- (2) 西砂学習館の施設、設備及び物品の維持管理並びに使用に関すること。
- (3) 西砂学習館活動の企画及び調整並びに関係団体の連絡に関すること。
- (4) 西砂学習館の講座、教室、事業等の企画運営及び市民参画組織の支援に関すること。
- (5) 生涯学習情報の提供及び学習相談に関すること。
- (6) 視聴覚関係事業の実施及び視聴覚ライブラリーの管理運営に関すること。
- (7) 西砂学習館及び西砂図書館に係る共通事項の調整並びに管理に関すること。

高松学習館係

- (1) 高松学習館の管理運営に関すること。
- (2) 高松学習館の施設、設備及び物品の維持管理並びに使用に関すること。
- (3) 高松学習館活動の企画及び調整並びに関係団体の連絡に関すること。
- (4) 高松学習館の講座、教室、事業等の企画運営及び市民参画組織の支援に関すること。
- (5) 生涯学習情報の提供及び学習相談に関すること。
- (6) 視聴覚関係事業の実施及び視聴覚ライブラリーの管理運営に関すること。
- (7) 高松学習館及び高松図書館に係る共通事項の調整並びに管理に関すること。

錦学習館係

西砂学習館係

- (1) 西砂学習館の管理運営に関すること。
- (2) 西砂学習館の施設、設備及び物品の維持管理並びに使用に関すること。
- (3) 西砂学習館活動の企画及び調整並びに関係団体の連絡に関すること。
- (4) 西砂学習館の講座、教室、事業等の企画運営及び市民参画組織の支援に関すること。
- (5) 生涯学習情報の提供及び学習相談に関すること。
- (6) 視聴覚関係事業の実施及び視聴覚ライブラリーの管理運営に関すること。
- (7) 西砂学習館及び西砂図書館に係る共通事項の調整並びに管理に関すること。

高松学習館係

- (1) 高松学習館の管理運営に関すること。
- (2) 高松学習館の施設、設備及び物品の維持管理並びに使用に関すること。
- (3) 高松学習館活動の企画及び調整並びに関係団体の連絡に関すること。
- (4) 高松学習館の講座、教室、事業等の企画運営及び市民参画組織の支援に関すること。
- (5) 生涯学習情報の提供及び学習相談に関すること。
- (6) 視聴覚関係事業の実施及び視聴覚ライブラリーの管理運営に関すること。
- (7) 高松学習館及び高松図書館に係る共通事項の調整並びに管理に関すること。

錦学習館係

- (1) 錦学習館の管理運営に関すること。
- (2) 錦学習館の施設、設備及び物品の維持管理並びに使用に関するこ
と。
- (3) 錦学習館活動の企画及び調整並びに関係団体の連絡に関するこ
と。
- (4) 錦学習館の講座、教室、事業等の企画運営及び市民参画組織の
支援に関するこ
と。
- (5) 生涯学習情報の提供及び学習相談に関するこ
と。
- (6) 視聴覚関係事業の実施及び視聴覚ライブラリーの管理運営に関するこ
と。
- (7) 錦学習館及び錦図書館に係る共通事項の調整並びに管理に関するこ
と。

幸学習館係

- (1) 幸学習館の管理運営に関するこ
と。
- (2) 幸学習館の施設、設備及び物品の維持管理並びに使用に関するこ
と。
- (3) 幸学習館活動の企画及び調整並びに関係団体の連絡に関するこ
と。
- (4) 幸学習館の講座、教室、事業等の企画運営及び市民参画組織の
支援に関するこ
と。
- (5) 生涯学習情報の提供及び学習相談に関するこ
と。
- (6) 視聴覚関係事業の実施及び視聴覚ライブラリーの管理運営に関するこ
と。

文化財係

- (1) 文化財の保護に関するこ
と。
- (2) 文化財の保護思想の普及に関するこ
と。
- (3) 文化財保護審議会に関するこ
と。

- (1) 錦学習館の管理運営に関するこ
と。
- (2) 錦学習館の施設、設備及び物品の維持管理並びに使用に関するこ
と。
- (3) 錦学習館活動の企画及び調整並びに関係団体の連絡に関するこ
と。
- (4) 錦学習館の講座、教室、事業等の企画運営及び市民参画組織の
支援に関するこ
と。
- (5) 生涯学習情報の提供及び学習相談に関するこ
と。
- (6) 視聴覚関係事業の実施及び視聴覚ライブラリーの管理運営に関するこ
と。
- (7) 錦学習館及び錦図書館に係る共通事項の調整並びに管理に関するこ
と。

幸学習館係

- (1) 幸学習館の管理運営に関するこ
と。
- (2) 幸学習館の施設、設備及び物品の維持管理並びに使用に関するこ
と。
- (3) 幸学習館活動の企画及び調整並びに関係団体の連絡に関するこ
と。
- (4) 幸学習館の講座、教室、事業等の企画運営及び市民参画組織の
支援に関するこ
と。
- (5) 生涯学習情報の提供及び学習相談に関するこ
と。
- (6) 視聴覚関係事業の実施及び視聴覚ライブラリーの管理運営に関するこ
と。

文化財係

- (1) 文化財の保護に関するこ
と。
- (2) 文化財の保護思想の普及に関するこ
と。
- (3) 文化財保護審議会に関するこ
と。

- (4) 文化財保護調査員に関すること。
- (5) 歴史民俗資料館の管理運営に関すること。
- (6) 川越道緑地古民家園の管理運営に関すること。
- (7) 文化財に関する調査、研究及び資料の収集に関すること。

2 図書館の各係の事務分掌は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 図書館の公印の管守に関すること。
- (2) 図書館の文書の収受、発送及び保管に関すること。
- (2)の2 図書館の予算、決算及び会計に関すること。
- (3) 中央図書館の施設、設備及び物品の維持管理に関すること。
- (3)の2 女性総合センターの施設の維持管理に関すること。
- (3)の3 分館の管理運営の統括に関すること。
- (4) 図書館協議会に関すること。
- (5) 図書館運営の企画、調査及び研究に関すること。
- (5)の2 電子計算処理及び電子計算組織の維持管理に関すること。
- (6) 図書館事業の広報に関すること。
- (7) 図書館内他の係に属しないこと。

図書館サービス係

- (1) 図書館資料の収集、整理、保存及び利用に関すること。
- (2) 外国語資料の収集、整理、保存及び利用に関すること。
- (2)の2 視聴覚資料の収集、整理、保存及び利用に関すること。
- (3) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- (4) 図書館活動の企画及び調整に関すること。
- (5) 読書案内及び読書相談に関すること。
- (6) 図書館利用者への援助に関すること。
- (7) 削除
- (8) 読書会、講演会等の開催及び奨励に関すること。

- (4) 文化財保護調査員に関すること。
- (5) 歴史民俗資料館の管理運営に関すること。
- (6) 川越道緑地古民家園の管理運営に関すること。
- (7) 文化財に関する調査、研究及び資料の収集に関すること。

2 図書館の各係の事務分掌は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 図書館の公印の管守に関すること。
- (2) 図書館の文書の収受、発送及び保管に関すること。
- (2)の2 図書館の予算、決算及び会計に関すること。
- (3) 中央図書館の施設、設備及び物品の維持管理に関すること。
- (3)の2 女性総合センターの施設の維持管理に関すること。
- (3)の3 分館の管理運営の統括に関すること。
- (4) 図書館協議会に関すること。
- (5) 図書館運営の企画、調査及び研究に関すること。
- (5)の2 電子計算処理及び電子計算組織の維持管理に関すること。
- (6) 図書館事業の広報に関すること。
- (7) 図書館内他の係に属しないこと。

サービス第一係

- (1) 図書館資料の収集、整理、保存及び利用に関すること。
- (2) 外国語資料の収集、整理、保存及び利用に関すること。
- (2)の2 視聴覚資料の収集、整理、保存及び利用に関すること。
- (3) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- (4) 図書館活動の企画及び調整に関すること。
- (5) 読書案内及び読書相談に関すること。
- (6) 図書館利用者への援助に関すること。
- (7) 削除
- (8) 読書会、講演会等の開催及び奨励に関すること。

(9) 図書館の利用団体に関すること。

(10)及び(11) 削除

(12) 関係機関の連絡に関すること。

児童青少年サービス係

(1) 削除

(2) 児童のための資料の収集、整理、保存及び利用に関すること。

(2)の2 青少年のための資料の収集、整理、保存及び利用に関する
こと。

(3) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。

(4) 図書館活動の企画に関すること。

(5) 読書案内及び読書相談に関すること。

(6) 図書館利用者への援助に関すること。

(6)の2 削除

(6)の3 図書館活動に係るボランティアの育成援助に関すること。

(7) 読書会、講演会等の開催及び奨励に関すること。

(8) 図書館の利用団体に関すること。

調査資料係

(1) 参考調査に必要な資料の収集、整理、保存及び利用に関する
こと。

(2) 郷土資料、行政資料等の収集、整理、保存及び利用に関する
こと。ただし、図書館内他の係に属することを除く。

(3) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。

(4) 図書館活動の企画に関すること。

(5) 調査研究の援助及び情報の提供に関すること。

(6) 読書会、講演会等の開催及び奨励に関すること。

(7) 障害者の図書館利用の援助に関すること。

(9) 図書館の利用団体に関すること。

(10)及び(11) 削除

(12) 関係機関の連絡に関すること。

サービス第二係

(1) 削除

(2) 児童のための資料の収集、整理、保存及び利用に関すること。

(2)の2 青少年のための資料の収集、整理、保存及び利用に関する
こと。

(3) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。

(4) 図書館活動の企画に関すること。

(5) 読書案内及び読書相談に関すること。

(6) 図書館利用者への援助に関すること。

(6)の2 削除

(6)の3 図書館活動に係るボランティアの育成援助に関すること。

(7) 読書会、講演会等の開催及び奨励に関すること。

(8) 図書館の利用団体に関すること。

調査資料係

(1) 参考調査に必要な資料の収集、整理、保存及び利用に関する
こと。

(2) 郷土資料、行政資料等の収集、整理、保存及び利用に関する
こと。ただし、図書館内他の係に属することを除く。

(3) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。

(4) 図書館活動の企画に関すること。

(5) 調査研究の援助及び情報の提供に関すること。

(6) 読書会、講演会等の開催及び奨励に関すること。

(7) 障害者の図書館利用の援助に関すること。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。